



**広報クイズ**  
次の問題を考えてみましょう  
平成28年3月31日現在の三好市の人口(28,028人)で算出

**問1** 三好市の1年間の支出額を  
市民1人あたりにするとそれぞれいくら？  
※類団額：産業構造などが三好市に似た規模の類似団体の額

類似団体(類団)の額を参考にして考えてね	①社会福祉のために(類団額 160,966円)	②保健・衛生のために(類団額 50,145円)
ア 240,900円 イ 140,900円 ウ 340,900円	ア 11,300円 イ 51,300円 ウ 31,300円	
③産業振興のために(類団額 46,511円)	④市道の整備などに(類団額 71,139円)	⑤消防・災害のために(類団額 33,036円)
ア 164,200円 イ 100,200円 ウ 64,200円	ア 54,200円 イ 84,200円 ウ 154,200円	ア 38,800円 イ 68,800円 ウ 98,800円
⑥教育・文化のために(類団額 60,724円)	⑦借金返済のために(類団額 67,823円)	⑧その他生活の向上に(類団額 95,279円)
ア 160,100円 イ 120,100円 ウ 90,100円	ア 174,300円 イ 94,300円 ウ 204,300円	ア 76,100円 イ 186,100円 ウ 136,100円

**問2** 三好市の借金(市債)・貯金(基金)を  
市民1人あたりにするとそれぞれいくら？  
※類団額：産業構造などが三好市に似た規模の類似団体の額

①借金(類団額 573,225円)	②貯金(類団額 204,808円)
ア 1,332,000円 イ 1,032,000円 ウ 732,000円	ア 1,012,000円 イ 712,000円 ウ 512,000円

正解は次のページの下にあります

額は約272億円で、支出総額は約261億円となっており、差引は約11億円となっています。歳入のグラフを見ると、国や県などに依存している財源が81・1%を占めております。特に地方交付税は、歳入全体の50%近くを占めており、合併後15年間の優遇措置期間が終了する平成33年度以降のことは見据え、引き続き慎重な財政運営が求められています。

お問い合わせ先  
**三好市役所財政課**  
(電話)727606

**■ 実質収支額**

項目	金額	説明
歳入総額(A)	272億1432万円	年間収入総額
歳出総額(B)	260億7734万円	年間支出総額
歳入歳出差引額(A)-(B)	11億3698万円	歳入総額から歳出総額を引いたもので形式収支といえます。
翌年度繰越財源(C)	1億4473万円	予定されていた事業が、特別な事情で翌年度にずれってしまったときに、その事業に充てるお金として繰り越す財源。
実質収支額(A)-(B)-(C)	9億9225万円	歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したもので、実質的な剰余金です。

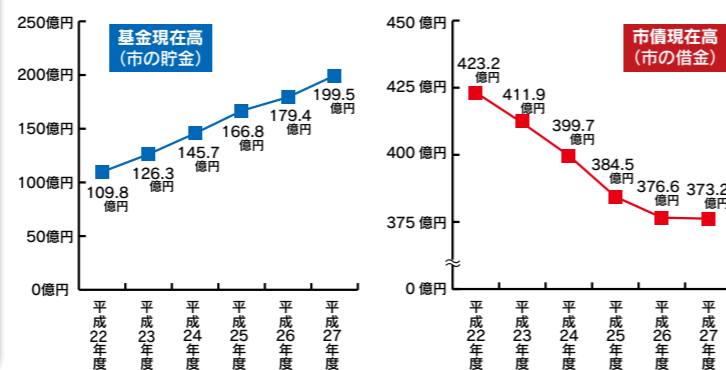
**■ 特別会計**

会計名	歳出決算額	会計名	歳出決算額
井内財産区	40万円	浄化槽事業	1億9760万円
国保(事業)	33億2727万円	農業集落排水事業	2534万円
国保(直診)	2億5175万円	簡易水道事業	6億2437万円
後期高齢者医療	4億5194万円	水道事業会計	5億2533万円
特養長生園	2億2305万円	病院事業会計	9億8286万円

**■ 市に納めた市民1人あたりの税金**

税目	金額	税目	金額
市民税	37,731円	市たばこ税	6,845円
固定資産税	44,980円	入湯税	598円
軽自動車税	2,824円	<b>合計</b>	<b>92,978円</b>

**基金現在高と市債現在高の推移(普通会計)**

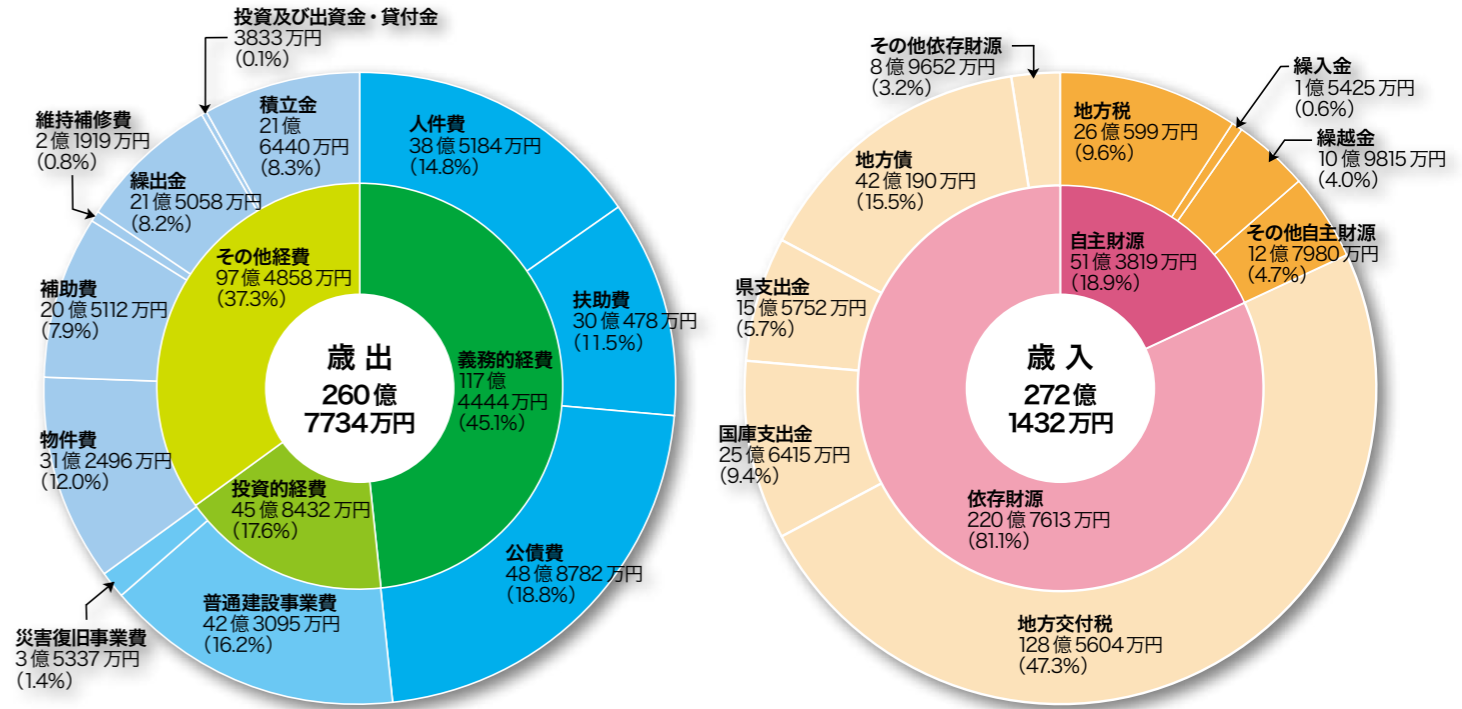


9月に開催された三好市議会定例会議において平成27年度の一般会計および各特別会計の決算が認定されました。今月号では、私たちが納めた税金や、地方交付税などの大切なお金が平成27年度においてどのように使われたのか、現在の三好市の財政がどのような状況なのかをご報告します。

決算とは、1年間に実際にどれだけの収入(歳入)と支出(歳出)があったかをまとめたもので、今回は、福祉・教育・まちづくりなどに使うためのお金である一般会計と、土地取得事業、給食事業の各特別会計を合わせた普通会計決算を、目的別・性質別に分類しています。

普通会計のほかには、井内財産区特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、特別養護老人ホーム長生園特別会計、浄化槽事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計、水道事業会計、市立三野病院事業会計などの特別会計があります。

平成27年度普通会計の収入総額



※ 端数処理により四捨五入しています。

- 人件費** 職員の給与と特別職・議員への報酬などの経費
- 扶助費** 生活困窮者・高齢者・児童・心身障害者等に対して行っているさまざまな支援に要する経費
- 公債費** 市が借りた借金の元金・利子等を支払うための経費
- 普通建設事業費** 道路・橋りょう・学校・庁舎等の公共用または公用施設の新増設の建設事業に必要な経費
- 災害復旧事業費** 災害により被災した施設を復旧するための経費
- 物件費** 旅費・交際費・委託料等の消費的性質をもつ経費
- 補助費** 各種団体への助成金や一部事務組合への負担金等の経費
- 維持補修費** 道路・公共用施設等を修繕するために必要な経費
- 繰越金** 一般会計・特別会計間で、相互に資金運用するための経費
- 投資及び出資金** 債権の取得や水道事業会計への出資金などの経費
- 貸付金** 奨学金などを貸与するための経費
- 積立金** 財政運営を計画的に行うため、または財源の余裕がある場合に積み立てる経費
- 地方税** 納付された市民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税など(国保税は含まず)
- 繰入金** 財源不足などにより、積み立てた基金などから一般会計に繰り入れるお金
- 繰越金** 前年度決算の剰余金を翌年度に繰り越して使用するもの
- その他自主財源** 分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入
- 地方交付税** 地方自治体間の財政の不均衡を調整し、一定の行政サービスができるよう国から交付されるお金
- 国庫支出金** 国の補助事業に対する国からのお金
- 県支出金** 県の補助事業に対する県からのお金
- 地方債** 市が各種事業を行うために借り入れたお金
- その他依存財源** 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金



お問い合わせ先  
三好市役所財政課 (電話 72-7606)



財政健全化法とは…

財政健全化法とは、平成19年度より施行され、自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。

従来は再建法が、病気になるまで放っておいて病気になるから対処するものだとすると、この財政健全化法は、健康診断を行うなど「予防」・「注意喚起」の段階が加わり、病気になる前に対応できるようにするものといえます。

なお、基準を超えた場合には財政再建に取り組まなければなりません。

財政の健全度を判断

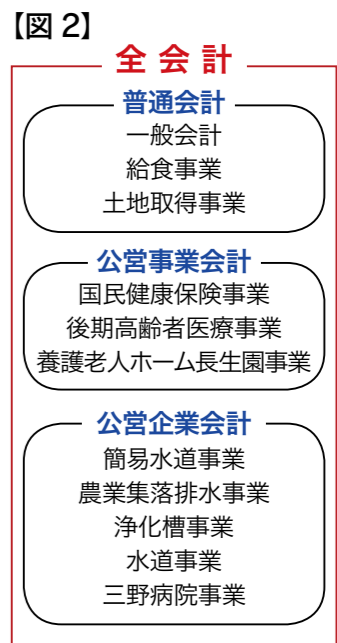
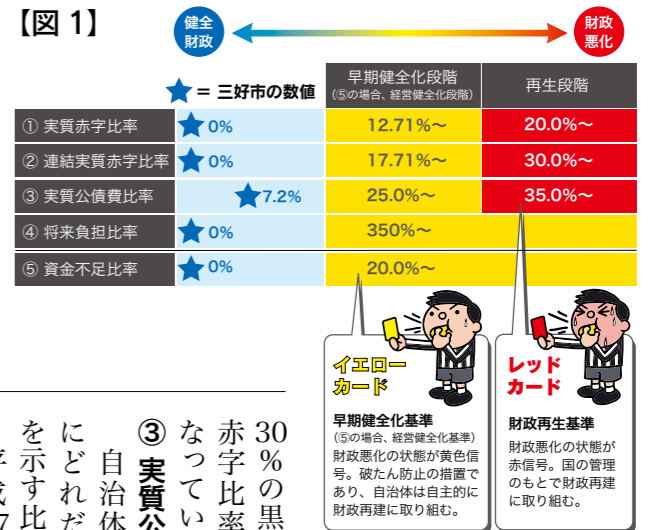
財政の健全度を判断するには、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の数値などで判断することができます。

① 実質赤字比率とは…  
普通会計【図2参照】の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率。  
平成27年度決算における算定

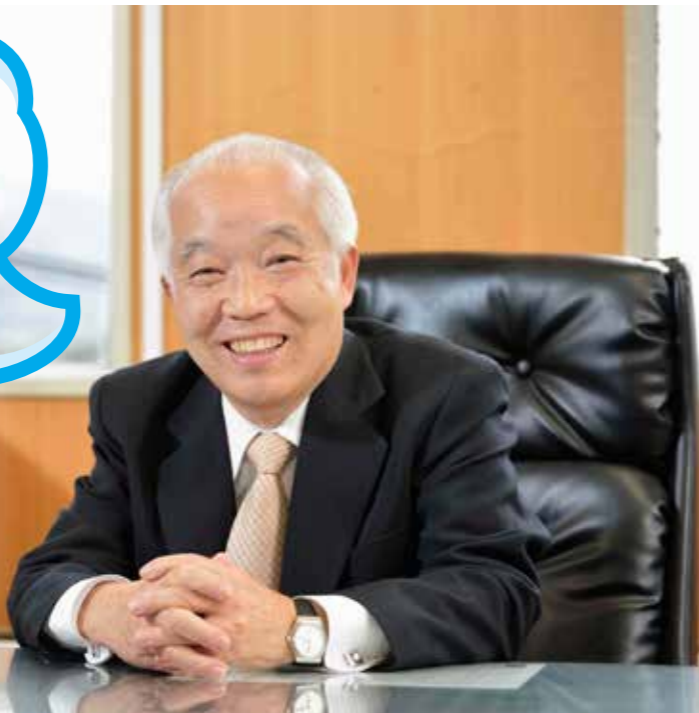
結果は、実質収支額(当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額)が9億9225万円の黒字(標準財政規模に占める割合は6・23%の黒字)となっており、実質赤字比率は昨年と同様0%となっています。

④ 将来負担比率とは…  
一般会計の借金や、将来支払っていく可能性のある債務などが、将来財政を圧迫する度合いを示す比率。  
平成27年度決算における算定結果では、0%となりました。

【お知らせ】  
来号より、三好市の財政状況について特集で紹介します。



市長と「対話集会」を開催しませんか



まちづくりの主役は  
市民の皆さまです

三好市の“今とこれから”について  
語り合しましょう。

市民の皆さまとの直接対話を通じて、身近なまちづくり施策に対するご意見やご提案を広く聴き、今後の市政運営や市民参加のまちづくりに生かしていくために「市民と市長との対話集会」を開催しています。

実施概要は、次のとおりです。  
皆さまのお申し込みをお待ちしています。

【対象】  
市内に居住、通勤、通学する方を中心に構成され、市内で定期的活動を行っている団体・グループ等。参加人数はおおむね10人以上とします。

【内容】  
開催時間は1時間30分程度とし、対話の内容は、団体の主な活動を基に、地域の活性化や市政の発展に資するご意見やご提案とします。

【場所】  
開催場所は原則市内で申込団体に手配していただきます。会

場確保が困難な場合は市役所などで開催します。

【申込方法】  
申込書と参加者名簿に必要な事項を記入の上、開催希望日の1か月前までに持参、郵送、ファックス、メールいずれかの方法で、秘書人事課まで提出してください。申込書は秘書人事課に用意してありますが、市ホームページからもダウンロードできます。

※対話集会は原則として公開させていただきます。必要に応じて市報や市ホームページなどで公表を行います。

【お申し込み・お問い合わせ先】  
三好市役所 秘書人事課  
電話 72・7646  
FAX 72・7673  
Eメール hishojinji@city.tokushima-miyoshi.lg.jp